

甚大な自然災害の発生時における多面的機能支払交付金の活用・・・(要 市町確認)

1. 異常気象後の応急措置について

台風や地震など異常気象等により、水路や農道が損傷しただけでなく、農用地内にも土砂や流木等が流入し、農用地に障害が生じるような状況の時は・・・

→ 多面的機能支払交付金の農地維持活動において、必要な応急処置として、水路や農道の補修だけでなく、農用地に堆積した土砂や流木、ゴミ等の撤去もできるようになりました！

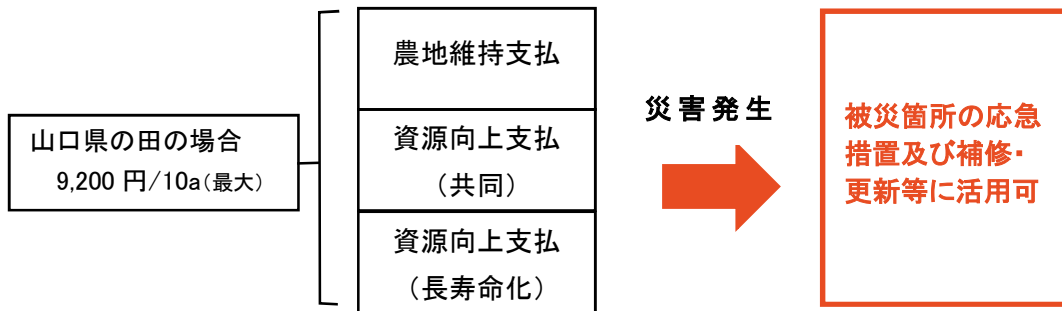
2. ①活動要件の特例について

甚大な自然災害※により、活動組織が地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合、市町長は県知事と協議の上、農政局長の承認を受け、活動内容の特例を設けることにより、活動組織は本交付金を活用し、被災箇所の応急措置及び補修・更新等の活動が可能となりました！

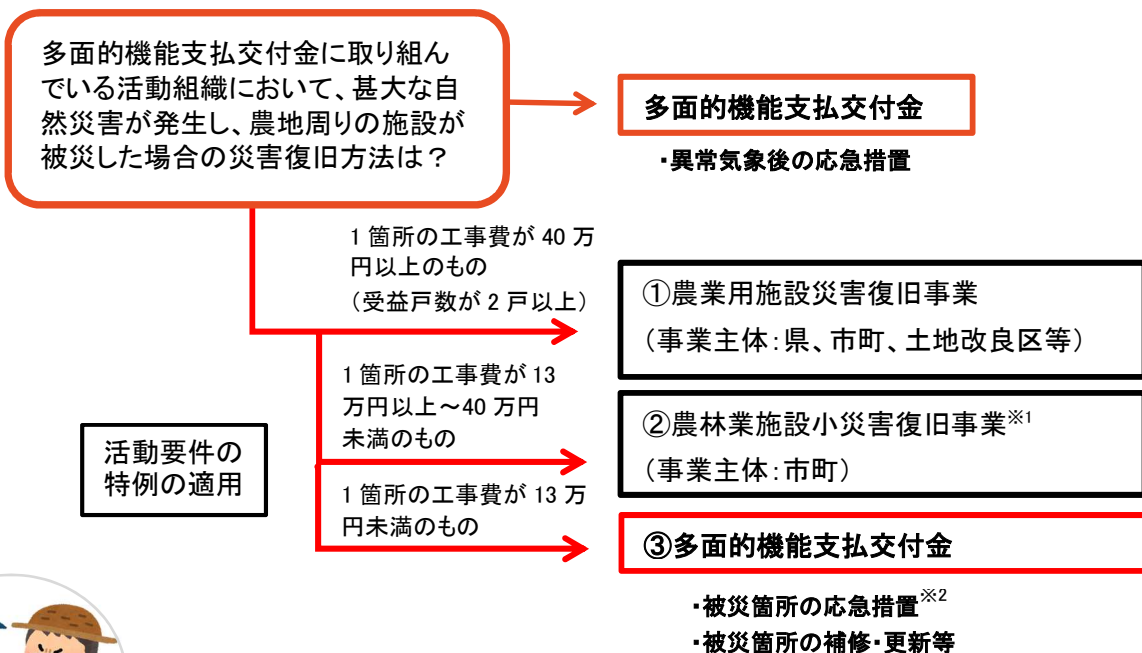
※「甚大な自然災害」とは、原則、「激甚災害」を対象としています。

※ 災害における多面的機能支払交付金の活用については、必ず市町担当課へご確認ください！

活動要件の特例を適用



②活動要件の特例について



※1 営農再開又は2次災害防止のため迅速な被災箇所の補修・更新等が必要と認められる場合は、多面的機能支払交付金の活用が可能です。

※2 応急措置については、1箇所の工事費に関わらず、活動が可能です。

多面的機能支払交付金交付制度の活用について

多面的機能支払に取り組む集落は、集落コミュニティを基盤として水路や農道等の地域資源の維持管理や施設の軽微な補修等を地域の共同活動として行い、地域資源の資質の向上を図る活動を行っています。

異常気象により被災した農地周りの施設について、多面的機能支払交付金を活用して、地域が主体となった補修や応急措置等に機動的かつきめ細やかに取り組む活動を支援しています。

多面的機能支払交付金制度の活用について（事例1）

○応急措置の実施例その1：早期営農のための応急措置【用水路】



○被災状況の説明

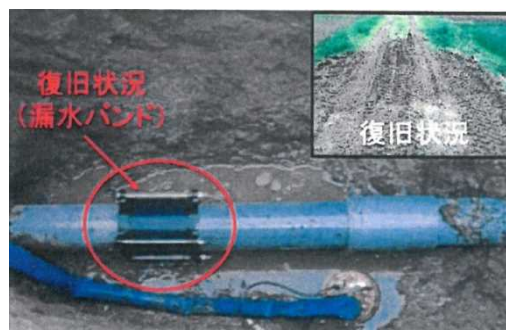
豪雨により用水路目地の損傷及びずれ・開きが発生し、通水が不可能となった。

○応急措置の説明

被災箇所を撤去し、基礎の整地後、再布設する応急措置を行うことにより、通水が可能となった。

多面的機能支払交付金制度の活用について（事例2）

○応急措置の実施例その2：早期営農のための応急措置【パイプライン】



○被災状況の説明

地震によりパイプラインが破裂し、通水が不可能となった。

○応急措置の説明

漏水補修バンドによる応急措置を行うことにより、通水が可能となった。

※平成28年4月熊本地震で被災した農地・農業用施設の復旧については、多くは災害復旧事業で対応しているところであるが、農地周りの施設については、災害復旧事業では対応できない小規模な損壊などが多く存在している。このため全国で異常気象等の影響により甚大な自然災害が発生した場合に、多面的機能支払交付金を活用し、農地周りの小規模な損壊など被災した施設の災害復旧に係る活動を一層充実させるため、要綱・要領の改正を実施した。